平成２３年（フ）第８７５１号
大阪市阿倍野区阿倍野元町18番46号202号室
債務者　梅本　祐樹
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８０７号
大阪市東住吉区山坂５丁目６番４―201号
債務者　奥杉　直美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８１６号
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―705号
債務者　濵津　秀子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５５号
大阪市西区九条３丁目７番11号１階、前住所沖縄県沖縄市字古謝1065番地
債務者　仲松美智子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７号
大阪府東大阪市小若江１丁目７番２号
債務者　浮並　規介
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６号
静岡県富士市富士見台２丁目６番地　市営住宅富士見台団地９―405号、前住所静岡県富士市原田1485番地の２
債務者　新井小夜子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８１２８号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―110号
債務者　河野　純子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２９号
大阪市住吉区我孫子西１丁目17番14―401号
債務者　飯田　孝雄
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４号
釧路市豊川町17番19号　ぽわそんよこた201号室、住民票上の住所釧路市豊川町17番19号ぽわっとよこた201号室
債務者　坂井千恵美（旧姓栗橋）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７２４号
川崎市麻生区片平１丁目13番12―303号
債務者　真田　勇太
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６６号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目157番地　メゾン山重６―602
債務者　長尾　鈴江
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７５号
川崎市幸区中幸町４丁目42番地　読売新聞西口駅ビル405、前住所横浜市磯子区磯子２丁目25番４号　第１コーポ松本103号
債務者　佐藤　和也
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８０号
川崎市幸区古市場２丁目102番地　鯨井荘201
債務者　上山　充宏
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目14番地15　グレース三田103、前住所川崎市宮前区馬絹1494番地４　クリオ宮崎台壱番館202
債務者　鬮目　元樹
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０２号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目14番地15　グレース三田103、前住所川崎市宮前区馬絹1494番地４　クリオ宮崎台壱番館202
債務者　鬮目　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係